

令和7年度

随時監査（工事監査）報告書

R7-2 汚水管きよ改築工事

志木市監査委員



志 監 査 5 7 号
令和8年3月17日

志 木 市 長 香 川 武 文 様
志木市議会議長 今 村 弘 志 様

志木市監査委員 成 田 茂
志木市監査委員 河 野 芳 徳

令和7年度随時監査（工事監査）の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、
令和7年度随時監査を執行したので、同条第9項の規定により報告書を提出
する。

随時監査（工事監査）報告書

監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による財務監査のうち、同条第5項の規定により実施する随時監査（工事監査）

2 監査の対象

R7-2 汚水管きよ改築工事

3 監査の期日

技術調査委託期間 令和7年12月13日から令和8年3月31日まで

監査実施日 令和8年2月9日

4 監査の着眼点

- (1) 計画について、工事の執行のために適正に作成されているか。
- (2) 設計について、合理的かつ実情に適合して作成されているか。
- (3) 積算について、数量、金額、算出等は正確か。
- (4) 契約について、方法、手続き等事務は適正に行われているか。
- (5) 施工について、法令を遵守し、設計図書どおり施工されているか。
- (6) 検査について、完成検査は適切に行われているか。

5 監査の内容

監査にあたっては、設計、施工などの技術面について、「公益社団法人 日本技術士会」へ技術調査を委託して実施した。

関係者から説明を聴取して、質疑応答を行い、関係図書及び工事現場を確認のうえ監査を実施した。

監査の結果

上記「監査の概要」の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象工事の事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて検証した結果、おおむね適正であると認められた。

監査の詳細

1 事業の概要

市内の汚水管きよ(以下「管きよ」という。)は昭和48年から整備を開始し、令和元年までに整備された管きよの総延長は148kmに至り、その経過年数は最大で47年、令和3年度時点で整備から40年以上経過した管きよ延長は全体の13%を占めている状況である。今後、経過年数50年を超える管きよが増加することなどを踏まえ、計画的かつ効率的な維持管理を行うため、本市では志木市下水道ストックマネジメント計画を策定しており、対象工事も本計画に基づき実施されたものである。

本工事は、市内4箇所(中宗岡4丁目、中宗岡2丁目、本町5丁目、本町6丁目)において、管きよを更新するものであり、管きよの状態、周辺環境、経済性及び施工性を考慮し、中宗岡4丁目においては、開削工法により布設替えを行い、その他においては非開削工法である管更生工法により施工されている。

2 監査の実施日

令和8年2月9日(月)

詳細は添付資料の工事技術調査報告書記載のとおり

3 出席者一覧

志木市監査委員	監査委員(識見)	成田茂
	監査委員(議選)	河野芳徳
志木市監査委員事務局	主査	近藤政雄
	主任	村山凌士
公益社団法人日本技術士会	技術士	下田忠男
上下水道部	部長	青木裕一
	課長	吉田政弘
	技師	中谷侑幹
	技師	為谷龍児
設計・監理者	オリジナル設計株式会社	塩谷賢一
		亀谷洋紀
		三村博昭
工事施工者	木下建設株式会社	木下哲男
		糸雅道